

○飯塚市障がい者バス借上助成要綱

平成18年3月26日  
飯塚市告示第138号  
改正 H24-407

(趣旨)

第1条 障がい者の社会参加を促進し、福祉の増進に資するため、障がい者団体が集団で大会等に参加するため借り上げたバス(以下「バス」という。)料金に対する助成金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、障がい者団体とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障がい者手帳の交付を受けた者、又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)でいう療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45条第2項の規定に基づき精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者で、本市の区域内に居住する者の保護者等で結成された団体をいう。

(助成の対象)

第3条 市は、障がい者団体が次に掲げる大会等(本市以外で行われるものに限る。)に集団で参加するため、バスを借り上げた場合に助成を行うことができる。

(H24-407一改)

- (1) 行政機関が主催する大会等
- (2) 福祉団体が主催する大会等
- (3) 障がい者団体が主催する大会等
- (4) 障がい者団体が所属する上部団体が主催する大会等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める大会等

2 バスの種類は、次のとおりとする。

- (1) 大型バス(1台当たり最大乗車人員がおおむね60名程度)
- (2) 中型バス(1台当たり最大乗車人員がおおむね40名程度)
- (3) マイクロバス(1台当たり最大乗車人員がおおむね28名程度)

(H24-407一改・繰上)

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、バス借上料、運転手委託料、燃料費、駐車場使用料及び有料道路使用料とする。ただし、他から助成を受ける経費については、対象としな

い。

(H24-407追加)

(助成金額)

第5条 助成は、予算の範囲内において1団体当たり、日帰りの1回分限りとし、その助成金額はバス借上げに係る助成対象経費の75%(10円未満の端数切捨て)とする。

(H24-407一改・繰下)

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする障がい者団体は、申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費の支払証明書(領収書)又はその写し
- (2) 事業、大会等の催物の開催を証明する書類又はその写し
- (3) 団体の存在を証する会則等

(H24-407一改・繰下)

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、助成金の交付の要否を審査し、交付と決定した障がい者団体には決定通知書(様式第2号)により、不交付と決定した障がい者団体には却下通知書(様式第3号)により通知する。

(H24-407繰下)

(補則)

第8条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(H24-407繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年11月27日 告示第407号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(H24-407一改)

申 請 書			
(宛先)飯塚市長		年 月 日	
		住 所 団体名 代表者名	印
<p>飯塚市障がい者バス借上助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、 関係書類を添えて申請します。</p>			
申請額	円	算定基準	円×75%
事業内容	事業名		
	主催者		
	日時		
	場所		
バスの 運行状況	運行区間		参加乗車人員 名
	借上げ日時		
	借上げバスの 種類及び台数		台
	借上料		円
備 考			

様式第2号(第7条関係)

(H24-407一改)

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

助成金の交付決定について(通知)

先に申請がありました下記の助成金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 名 称 飯塚市障がい者バス借上助成金

2. 交付決定額 一金 円也

3. 支給の内訳 円×75% = 円

4. 条 件

①この助成金の交付を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

②この助成金を偽り、その他不正により交付を受けた時は交付した給付金の全部又は一部を返還させることがある。

5. 交付時期

様式第3号(第7条関係)

(H24-407一改)

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

## 却 下 通 知 書

飯塚市障がい者バス借上助成要綱に基づく助成金については、次の理由により支給ができませんので、ご了承ください。

記

1. 却下の理由